

山形県雇用調整助成金（県単上乘せ）交付要綱

（目的）

第1条 知事は、県内中小・小規模事業者における失業の予防と雇用の安定を図るため、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の2に規定する雇用調整助成金又は附則第15条に規定する緊急雇用安定助成金（以下「雇用調整助成金等」という。）の支給を受け、従業員の雇用の維持を図る事業主に対し、山形県雇用調整助成金（県単上乘せ）（以下「助成金」という。）をこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で支給する。

（対象事業主）

第2条 助成金の支給対象事業主は、山形県内の事業所で雇用する労働者について令和2年4月1日以降を支給対象期間とした雇用調整助成金等の支給決定を受けた実績がある中小・小規模事業者（以下「対象事業主」という。）とする。

なお、「中小・小規模事業者」とは、その資本金の額若しくは出資の総額（以下「資本金等の額」という。）が3億円（小売業（飲食店を含む。以下同じ。）又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）を超えない事業主又はその常時雇用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）を常態として超えない事業主をいう。

主たる事業	資本金の額 又は出資の総額	常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

（対象経費）

第3条 助成金の対象となる経費は、対象事業主が令和2年4月1日から令和2年9月30日までに実施した国の特例措置の対象となる休業等のうち、山形県内の事業所で雇用する労働者に係る雇用調整助成金等の支給決定を受けたもので、休業に係る手当または賃金相当額として厚生労働大臣が定める方法により算定された経費（ただし、教育訓練に係る加算額を除く）とする。

（資格要件）

第4条 当該助成金の申請をしようとする者は、次の各号のいずれにも該当しないものであること。

- （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （2）暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
- （3）役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事そ

- の他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員等であるもの
- (4) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
 - (5) 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
 - (6) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているもの
 - (7) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(支給額)

第5条 助成金の額は、第3条による対象経費に次の助成率を乗じた額とする。ただし、雇用調整助成金等と助成金の合算額は第3条に規定する対象経費の額を上限とする。

助成対象	助成率
新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等を実施した場合（雇用調整助成金等の助成率5分の4該当）	20分の1

(支給の申請)

第6条 山形県雇用調整助成金支給申請書（以下「申請書」という。）は、様式第1号のとおりとする。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請に係る雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
- (2) 雇用調整助成金等に係る山形労働局へ提出した以下に掲げる書類の写し

雇用調整助成金の場合	雇用調整助成金（休業等）支給申請書 雇用調整助成金助成額算定書
緊急雇用安定助成金の場合	緊急雇用安定助成金支給申請書 緊急雇用安定助成金助成額算定書

- (3) 債権者登録申出書（未登録の場合）
- (4) 誓約書（様式第3号）
- (5) その他知事が必要と認める書類

(申請書の提出期限)

第7条 申請書の提出期限は、原則として雇用調整助成金等の支給決定日から1箇月以内とする。

(支給決定等)

第8条 知事は、第6条による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等を審査のうえ、支給又は不支給の決定を行い、山形県雇用調整助成金支給決定通知書（様式第2号）又は山形県雇用調整助成金不支給決定通知書（様式第4号）により当該申請に係る事業主に通知するものとする。

(支給決定の取消等)

第9条 知事は、第8条による支給決定を受けた事業主が次のいずれかに該当する場合は、支給決定の全部又は一部を取り消すものとし、当該事業主に対して通知する

ものとする。

- (1) 対象事業主の要件に反している事実が判明したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって支給を受けたことが判明したとき。
- (3) その他知事が支給決定を取り消す必要があると認めたとき。

(助成金の返還)

第10条 知事は、助成金の支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に既に助成金を支給しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとし、当該事業主に対して通知するものとする。

(帳簿の備付等)

第11条 助成金の支給を受けた事業主は、助成金の収支に関する帳簿及び関係書類を支給を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、知事が別途定めるものとする。

附則

この要綱は、令和2年6月23日から施行する。